

浅口市事業継続支援金 Q & A

令和2年6月11日時点版

お問合せ先は、電話がつながりにくい状況が想定されます。事業者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、各種お問合せにつきましては、本Q & Aをご確認のうえ、お問合せくださいますようお願いいたします。

浅口市 産業建設部 産業振興課

電話：0865-44-9035

1 対象者について

1-Q1：「市内事業者」とは？

A：法人は、市内に主たる事業所を有するものをいいます。個人事業主は、市内に居住する（住民登録がある）ものをいいます。

1-Q2：法人の場合の「主たる事業所」とは？

A：本社又は本社機能※のある事業所をいいます。

※本社機能とは、法人の経営意思決定、総務、経理、人事等の経営資源管理等の各種業務統括を行うものを指します。

1-Q3：法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか？

A：本社又は本社機能がない場合は対象となりません。全国的に事業継続支援金を助成する自治体が増えていますので、本社機能所在地の自治体にご確認ください。

1-Q4：「中小企業者」とは？

A：申請日時点で、資本金の額又は従業員数が業種ごとに下表の数以下のものをいいます。

| 主たる事業の業種 | 資本金の額 | 常時使用する従業員の数 |
|-------------------------------|--------|-------------|
| ①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

「資本金の額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば中小企業者に該当します。

1-Q5：資本金の額や常時使用する従業員数の基準日は？

A：申請日時点となります。

1-Q6：法人番号がわかりません。

A：確定申告書類の控えをご確認いただくか、国税庁ホームページ「法人番号公表サイト」でご確認ください。

1-Q7：医療法人、社会福祉法人等で資本金がない場合、中小企業者にあてはまるかどうかはどう判断しますか？

かはどう判断しますか？

A：該当する業種の常時使用する従業員数で判断してください。医療法人と社会福祉法人は「サービス業」として判断してください。（1-4Qを参照）

2 支援金の交付対象要件について（事業者要件）

2-Q1：支援（交付）対象者の要件は？

A：次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①令和元年12月31日時点で「市内事業者」であること。（1-Q1参照）
- ②令和2年1月から12月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。（前年同月で比較できない場合の特例が別途あります。）
- ③以下のいずれかであること。
 - ・会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
 - ・個人事業主（事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金等でないもの。）
 - ・企業組合、協業組合、協同組合
 - ・医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、学校法人、特定非営利活動法人

2-Q2：個人事業主において、「事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金等でないもの」とは？

A：比較月が属する年の確定申告における事業収入が、給与・年金等他の収入を含む合計額の1/2以上をしめることをいいます。（不動産収入については、2-Q14参照）

2-Q3：（法人で）浅口市外に本社があり、浅口市内に従たる事業所がある場合は対象になりますか？

A：対象になりません。

2-Q4：（個人事業主で）浅口市内に居住しており、浅口市外に主たる事業所がある場合は対象になりますか？

A：対象になります。

2-Q5：（個人事業主で）浅口市外に居住しており、浅口市内に主たる事業所がある場合は対象になりますか？

A：対象になりません。

2-Q6：同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、浅口市内にそれぞれの法人の主たる事業所がある場合は、それぞれの法人分で申請できますか？

A：代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

2-Q7：同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請は可能ですか？

A：代表者が同一であっても法人・個人事業主としては別なので、それぞれで申請できます。ただし、個人事業主として申請できるのは、個人収入の1/2以上が個人事業主としての事業収入である場合に限りです。

2-Q8：（個人事業主で）浅口市内で複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？

A：1事業者あたり1回までの申請です。

2-Q9：複数・異業種の事業所を持っているが、常時使用する従業員数には支店に配置している人数も含めますか？

A：法人全体又は個人事業全体としての数になるため、含めます。

2-Q10：常時使用する従業員数に、パート・アルバイトは含まれますか？

A：中小企業基本法上の考え方（労働基準法第20条の規定「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」にあたるかどうか）によります。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員等については、各社の判断（判断に迷う場合は労働基準監督署等に相談）となります。なお、同法第21条において、日雇い、2か月以内の勤務、4か月以内の季節労働、試用期間中のものについては、常時使用する従業員から適用除外（解雇予告を要しないもの）されています。

2-Q11：常時使用する従業員数に、会社の役員や個人事業主は含まれますか？

A：会社役員（ただし、従業員との兼務役員は除く。）と個人事業主、原則、個人事業主と生計を一にする親族従業員は「あらかじめ解雇の予告を必要とする者（労働基準法第20条）」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に該当しません。

従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする親族従業員の場合で、賃金、労務管理、労働条件が通常の従業員と同じ場合は、労働基準法上の「労働者」にあたりと解され「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」となり、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に含まれます。2-Q10と同じく、判断に迷う場合は労働基準監督署にご相談ください。

2-Q12：医師、士業（弁護士、社労士他）は、個人事業主として対象になりますか？

A：確定申告で事業収入として計上していれば、対象になります。

2-Q13：株式売買で生計を立てている場合は、個人事業主として対象になりますか？

A：株式売買での収入は、確定申告での事業収入には当たらないとされているため、対象になりません。

2-Q14：不動産収入で生計を立てている場合は、個人事業主として対象になりますか？

A：確定申告で不動産収入として計上している場合は、国税庁の判断基準（事業規模）をもとに個人事業主の事業収入と認められるか下記のとおり判断します。

（１）貸間・アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上あること。

（２）独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること。

2-Q15：農家、漁師は対象になりますか？

A：比較月が属する年の確定申告における事業収入が、給与・年金等他の収入を含む合計額の1/2以上をしめる場合は、対象になります。

2-Q16：基本給＋歩合報酬制で働いていますが、対象になりますか？

A：比較月が属する年の確定申告における事業収入が、給与・年金等他の収入を含む合計額の1/2以上をしめる場合は、対象になります。

2-Q17：個人事業主で、事業収入に加えて給与収入等その他収入がある場合は、減少確認の対象収入は何になりますか？

A：個人事業主としての事業収入が主たる収入と認められる場合（2-Q2参照）の確認対象は、事業収入（売上）になります。

2-Q18：定まった事業所を持たない個人事業主（所謂フリーランス含む）は、対象になりますか。

A：浅口市内に居住している場合、対象になります。

3 支援金の交付対象要件について（売上減少要件）

3-Q1：売上とは何を指しますか？

A：確定申告における「事業収入」を指します。（事業収入に補助金や寄付金等が含まれる場合はそれらを控除した額）

3-Q2：売上減少の確認方法は？

A：令和2年1月から12月までのいずれかの1か月の売上と前年同月（別途特例あり）の売上を比較します。

3-Q3：減少率を算出すると、19.87%でした。小数点以下の取り扱いは？

A：小数点以下は切り捨てます。よって、この場合20%以上減少していることになりません。

3-Q4：同一法人で事業所が複数ある場合、売上高は合算しますか？

A：市内、市外を問わず、法人単位で合算して算出してください。

3-Q5：事業継続期間が短く、新型コロナウイルスによる影響を前年と比較できませんが、対象になりますか。

A：売上減少対象月を含む対象月の直近3か月の平均値と比較して減少率を求めます。令和2年4月を対象月とする場合は、令和2年2月から4月の売上を元に減少率を計算することができます。

3-Q6：比較月（対象月の1年前の月）の売上が店舗改装中であつたため通常月よりも少なく、20%以上の減少となりません。売上減少に該当しませんか？

A：該当しません。

3-Q7：会社勤めで生計を立てています。「副業」の売上が減少しましたが、対象になりますか。

A：対象になりません。

3-Q8：前年の年間売上額が10万円（等の僅少な金額）でも、20%減少していれば対象になりますか？

A：次の計算式による年間売上減少見込みが支援金額（10万円）に満たない場合は対象になりません。

年間売上減少見込み（比較月の年間売上高－対象月の売上高×12）≥支援金額

4 申請・申請書類について

4-Q1：申請書提出期限は？

A：令和3年1月29日（金）※必着

4-Q2：申請すれば誰でも交付されますか？

A：対象者や交付の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、交付決定されれば交付されます。

4-Q3：申請に必要な添付書類は？

A：基本は次のとおりです。売上比較ができない場合など別途必要となる書類があります。

- (1) 申請書
- (2) 令和元年分（法人は前事業年度分）確定申告書類（詳細について4-Q4参照）
- (3) 令和2年1月から12月のうち、売上減少となった月の売上高が分かる書類（売上台帳、試算表の写し等）
- (4) 申請者本人名義（法人は法人名義）の口座通帳の写し（おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方
※ネットバンクの場合は画面のコピー
- (5) 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）等、本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ）

4-Q4：前年分の確定申告書類のうち、添付が必要なものは？

A：確定申告書類すべてを添付する必要はありません。次の書類の写しを添付してください。

- (1) 法人の場合
 - ・前事業年度の確定申告書類 別表一
 - ・前事業年度の確定申告書類 法人事業概況説明書（両面）

(2) 個人事業主の場合

- ・ 令和元年の確定申告書類 B第一表
- ・ 令和元年の確定申告書類 所得税青色申告決算書(1, 2ページ目)

4-Q5 : 申請書はどこで入手できますか？

A : 浅口市役所「事業継続支援金」のホームページよりダウンロードできます。もしくは、市役所産業振興課、金光・寄島総合支所産業建設課、浅口商工会で配布しています。

4-Q6 : 申請受付はいつからですか？

A : 6月15日(月)から受付を開始します。

4-Q7 : 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？

A : できません。

4-Q8 : 現金受け取りはできますか？

A : できません。「口座振込」のみとなります。

4-Q9 : ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。

A : 通帳2ページ目の下段に記載されています。もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行_記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。

4-Q10 : 「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか。

A : 押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

4-Q11：令和2年の対象月の売上金額が分かる添付資料について、特定の様式はありますか？

A：売上台帳や試算表など、会計ソフト、エクセル等の電子データを打ち出したもの、紙ベースの台帳の写し等様式は問いません。事業者名と「令和2年●月分」の記載があるものを提出してください。

4-Q12：令和2年の対象月の売上金額の正当性を担保するための証明は必要ですか？

A：申請者の手続きの簡素化のため、令和2年対象月の売上金額の確認書類に証明の添付は求めています。ただし、申請内容に不審な点がみられる場合は、内容について調査を行い、申請者に関係書類の提出等を求めることがあります。調査の結果、申請内容に虚偽が発覚した場合は、返還義務が生じますのでご注意ください。

4-Q13：法人の場合で申告期限前のため、前事業年度の申告を完了していません。

A：以下のいずれかを提出してください。

- ・ 2事業年度前の確定申告書類（その場合は2事業年度前の同月と比較する。）
- ・ 税理士による確定申告を行っている場合は、税理士による記名及び押印のある、前事業年度の確定申告用の売上高の証明書類

4-Q14：（個人事業主で）収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？

A：確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、市県民税の申告を行っている場合は対象となります。

4-Q15：申請方法は？

A：郵送・窓口での申請が可能ですが、感染拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします。

(1) 郵送

「〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市産業振興課あて」まで。

※「事業継続支援金申請書在中」と朱書きしてください。

(2) 窓口

本庁産業振興課及び各総合支所産業建設課に、申請書と必要書類を封筒に入れて、提出してください。受付時間は、本庁・支所ともに、平日9時から17時までです。

4-Q16：代表者以外の者（社員や配偶者，税理士等）が窓口で代理申請することはできますか？

A：申請書の誓約・同意事項の記載・捺印欄があるため、あらかじめ代表者が当該欄に記入・押印のうえ、必要項目の記入ができる方で必要書類があればどなたでも代理申請は可能です。

4-Q17：本人確認書類を、市町村が発行している身体障害者手帳の写しで申請することはできますか？

A：他の有効な本人確認書類（写真付きのもの）をお持ちでない場合であれば、申請可能です。

4-Q18：振込先が当座預金口座のため、通帳がない場合は添付書類として何を提出すればいいですか？

A：口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

5 支援金について

5-Q1：申請から振込までに要する期間は？

A：金融機関営業日で10日から17日程度（申請日から2～3週間程度）を予定しています。ただし、受付期間当初は申請件数により時間がかかる場合があります。また、申請書類に不備があるなど審査内容によっては時間がかかります。

5-Q2：国の持続化給付金との併給はできますか？

A：本支援金は、浅口市独自の支援金ですので、国の持続化給付金と重複して給付を受けることができます。

5-Q3：国の補助金（生産性革命推進事業等）との併給はできますか？

A：支援金と補助金の併用は可能です。

5-Q4：事業継続のためなら、支援金の用途は問いませんか？

A：問いません。

5-Q5：後日、支援金の用途について市に報告が必要ですか？

A：実績報告は義務付けていませんが、後日、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。

5-Q6：支援金は、課税の対象となりますか？

A：税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものであり、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が少なければ、課税対象となります。